

業 務 委 託 契 約 書 (単価契約)

- 1 業 務 名
- 災害応急救助物資の保管・荷役業務
- 2 履 行 場 所
- 受注者の倉庫
- 3 契 約 内 容

品 名	災害応急救助物資の保管・荷役業務
規 格	別紙「仕様書」のとおり
予定数量	1式
単 価	別紙「単価表」のとおり
履行期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

- 4 委託料限度額
- 5 契 約 保 証 金
- 免除

- 6 特 約 事 項
- (1) 発注者は上記「4 委託料限度額」の範囲内で上記「3 契約内容」の単価に委託業務の成果の数量を乗じて得た金額を委託料として受注者に支払うものとする。
- (2) 業務委託契約約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- (3) 受注者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに当該月分の実績を取りまとめ、発注者に報告するものとし、発注者は速やかに報告内容の確認を行うものとする。
- (4) 受注者は、汚損、破損又は滅失等の事故が発生したことを確知したときは、速やかに発注者に連絡し、協議のうえで所要の措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、前項に掲げる事故が自らの責により発生したときは、速やかに再発防止対策を講じるものとする。
- (6) 受注者は、(4)に掲げる事故が発生した日から7日以内に、別記様式「事故発生報告書」により発注者に発生状況及び再発防止対策等の報告を行うものとする。
- (7) 履行期間にかかわらず令和7年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- (8) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 7 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

受注者 住所

氏名

別紙 単価表（消費税及び地方消費税を含む）

（業 務 名） 災害応急救助物資の保管・荷役業務

（単位：円）

区分		単位	単価
1	搬出作業費用	PLT	
2	輸送費用(10T車，備蓄倉庫から保管場所)	車	
3	輸送費用(4T車，備蓄倉庫から保管場所)	車	
4	保管料	PLT・1期(10日)	
5	入庫費用	PLT	
6	出庫費用	PLT	
7	仕分け料	箱	
8	パレット輸送費用(2T車，保管場所から備蓄倉庫)	車	
9	事務管理費用	月	

(別記様式)

事故発生報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(受注者名)

令和 年 月 日付けで締結した災害応急救助物資の保管・荷役業務委託契約特約事項（6）に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故確知年月日
- 2 事故の種類（誤配、汚損、破損、滅失 等）
- 3 事故が生じた資材の品目及び数量
- 4 事故の発生状況（発生日時、発生場所など含む）
- 5 事故の原因
- 6 事故時の措置
- 7 再発防止対策
- 8 参考事項

(注) 事故の発生した日から7日以内に提出すること。